

放課後児童クラブ運営指針について

淑德大学 教授 柏女 靈峰

都道府県等放課後児童支援員 認定資格研修講師養成研修

放課後児童クラブ運営指針に ついて

柏女 霊峰(淑徳大学総合福祉学部)

放課後児童クラブの概要

- 放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業において営まれる「放課後児童支援員等と児童によって構成される集団」をいう。事業そのものを指す場合もある。社会福祉法上の第二種社会福祉事業として規定され、一定の基準を満たしている事業に対しては補助が行われている。
- 放課後児童健全育成事業は、子ども・子育て新システム検討当初、放課後指導給付（仮称）として個人給付の対象とすることも検討されたが、地域格差が大きいこともあり、結局、子ども・子育て支援法第59条第1項第5号に規定する地域子ども・子育て支援事業として整理された。
- 市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨が法定化され、市町村子ども・子育て支援事業計画に量的整備等の基盤整備を行うことが規定されている。また、これらの事業の質の確保を図るために、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、設備運営基準）が厚生労働省令として定められ、「放課後児童クラブ運営指針」（以下、運営指針）も局長通知として発出された

放課後児童クラブの成り立ち

- 放課後児童クラブは、歴史的には、1960年代から母親の就労の増加に伴って、いわゆる「鍵っ子」が社会問題として取り上げられるようになり、いわゆる「学童保育」として、保護者等の自主運営や市区町村の単独補助による事業として全国的に広がっていったことにはじまる。そのため、地域の実情に応じて多様な運営による展開が進められていった。
- 1976年度から、留守家庭児童対策や健全育成対策として厚生省（当時）による国庫補助が開始され、それらの一部は国庫補助事業として展開していくこととなった。さらに、厚生省は児童館をその拠点として活用することを推奨し、児童館実施も増えていくこととなった。一方、当初から学校内設置のクラブも多く、その実施場所や運営主体は多様であった。放課後児童クラブは、このような多様性を包み込みながら年々充実が図られてきた。
- 1998年度から施行された改正児童福祉法によって、学童保育は放課後児童健全育成事業として法定化された。そして、2015年度から、子ども・子育て支援新制度創設を契機に、対象拡大と基準の策定、放課後児童支援員の資格化、職員の待遇改善の方策等が実施されて今日に至っている。

3

放課後児童クラブの課題深刻化と設備運営基準の策定1

放課後児童クラブは、こうした発展の経緯もあって、放課後児童クラブの事業主体や運営は地域によって多様であり、これまででは、どちらかといえば多様性を包み込む政策が採られてきた。したがって、国においても、保育所における保育所保育指針のような指針はこれまでつくられていなかった。

- ところが、この間の放課後児童クラブに対するニーズの増大や多様化は著しく、クラブの大規模化や待機児童の存在などの課題のほか、開所日数や時間帯に係る一層の多様化が進み、さらに、指定管理者制度の導入等もあって運営実態そのものの多様化が一段と加速してきた。自治体によっては、独自に何らかの基準や指針を策定し、その質の担保、向上に取り組み始めるところも出てきた。さらに、地域における子どもの安全・安心の確保も大きな政策課題として浮かび上がってきた。
- こうした動向を受け、厚生労働省は2007年、「放課後児童クラブガイドラインについて」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、平成19年10月19日雇児発第1019001号）を発出した。このガイドラインは、より良い方向に誘導する指針としての性格を有するものとして作成され、以後、地方自治体における独自のガイドラインの作成や運営の強化などが目立つようになった。

4

放課後児童クラブの課題深刻化と設備運営基準の策定2

- ・ しかしながら、その後も放課後児童クラブ数・利用児童数は大きく増加し、課題もより深刻になってきた。そのため、2014年度には、厚生労働省と文部科学省の共同による「放課後子ども総合プラン」が策定された。これは、5年間（その後、一年前倒しされた）で放課後児童クラブの受け皿を新たに30万人分整備して120万人（後に122万人と改定された）とすること、新規開設分の8割を小学校内実施とし、全小学校区（約2万か所）で放課後子供教室と一緒にまたは連携して実施、うち1万か所は一体型で設置することをめざすものである。
- ・ そして、子ども・子育て支援新制度の施行を機に、放課後児童クラブの量的拡充とともに質の向上も図るため、市町村に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で策定することが児童福祉法に規定された。こうして、その条例に関する国の基準となる「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が2015年度から施行されたのである。
- ・ 文部科学省生涯学習政策局長・大臣官房文教施設企画部長・初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子ども総合プランについて」（平成26年7月31日 文科生第277号・雇児発0731第4号）。同通知の別紙として、「放課後子ども総合プラン」が定められている。
- ・ 文部科学省が2007年度から本格的に開始した事業であり、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等におけるさまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を支援する事業である。

5

放課後児童クラブ運営指針の策定

- ・ 設備運営基準の策定に伴い、放課後児童クラブにおける支援の充実を図るために、これまでの「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、運営に関するより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針」が2015年3月に通知された。その背景には、放課後児童クラブの運営の質の平準化という課題とともに、放課後子ども総合プランの推進や対象児童の高学年への拡大、職員の質の確保、障害のある子どもの受け入れ体制の充実、安全対策の充実など、近年の放課後児童クラブの動向をふまえた運営指針が必要という認識があった。
- ・ 運営指針の実践的目的、意義は、以下の4点にまとめられる。すなわち、①多様な人材によって運営される放課後児童クラブ、放課後児童支援員としてのアイデンティティの共有化、②研修と連動させることにより、職員の資質向上に資することと、③放課後児童クラブ運営の平準化、④放課後児童クラブの支援に関する社会に対しての説明責任（社会にひらくこと）である。このほか、放課後子供教室など他の事業と一緒に実施する場合の留意点を示すことも、目的の一つとなる。

6

放課後児童クラブ運営指針の4つのポイント

また、内容の4つのポイントは、以下のように整理することができる。

- ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、そのことをいかに担保するかということを重視して、その育成支援の基本的な考え方等を第一章総則に新たに記載したこと。
- ② 児童期の発達の特徴を三つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程をふまえて、集団のなかでの子ども同士の関わりを大切にし、子どもの家庭生活等も考慮して、育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第二章に新たに記載したこと。
- ③ 子どもの立場に立ち、子どもにとってどのような放課後の生活が用意されなければならないかという観点から、放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を網羅的に記載するとともに、放課後児童クラブが果たすべき事業役割や保障すべき機能を記述したこと。障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、受け入れにあたってのより具体的な考え方や留意点なども加味して第三章に記述したこと。
- ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、権利擁護、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する事項等、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第四章、第七章に記述したこと。
 - ・これら以外にも、保護者との連携、協力関係の大切さ、学校や児童館、地域、関係機関などとの連携等の必要性や他の事業と連携して実施する場合の留意点等について、第三章、第五章において詳しく記述している。
 - ・「育成支援」という用語が提示された背景としては、多様な基礎資格・経験を有する放課後児童支援員のアイデンティティの確保、放課後児童クラブにおける支援の内容に関する共通理解の確保が必要だったことがある。放課後児童支援員はさまざまな専門職、子育て支援経験者の集まりであり、その専門性や倫理、大切にするミッションも異なる人材で構成される集団である。したがって、放課後児童支援員が何を行う専門職かということについて、共通する用語が必要とされたことがある。

7

放課後児童クラブ運営指針の構成と内容 (放課後児童クラブ運営指針を読む)

- ① 「第一章 総則」
 - ・運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を記述している。
- ② 「第二章 事業の対象となる子どもの発達」
 - ・児童期（六～一二歳）の発達の特徴を三つの時期区分ごとに整理し、育成支援にあたって配慮すべき内容を記述している。
- ③ 「第三章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容」
 - ・育成支援を行うにあたって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる育成支援の具体的な方法や、障害のある子ども等に適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築等の内容を記述している。
- ④ 「第四章 放課後児童クラブの運営」
 - ・設備運営基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を記述している。
- ⑤ 「第五章 学校及び地域との連携」
 - ・連携にあたっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定している。
- ⑥ 「第六章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策」
 - ・設備運営基準に基づく施設及び設備の環境整備と、感染症や事故等への対応方法等の具体的な内容を記述している。
- ⑦ 「第七章 職場倫理及び事業内容の向上」
 - ・運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を記述している。

8

放課後児童クラブの展望

- ・ 設備運営基準の原案策定を諮問された社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会（柏女靈峰委員長）は、7回にわたって審議を行った。そのなかでは、「子どもの最善の利益を保障するための質の確保、向上」と、もう一方で、「地域の実情に応じた多様性に対する配慮」の二つを両立させなければならなかった。高すぎる基準（質）を設定すれば、切り捨てられるクラブが多くなるし、低すぎる基準を設定すれば、基準としての意味がなくなり、質を向上させることにもつながらない。いわば、二つの谷の狭い尾根を歩くかのような作業であった。
- ・ また、財政負担者の意見をどうくみ取るかも大きな課題であった。放課後児童クラブの運営費は、全体の運営費の半分を保護者の利用料で賄い、残りを国、都道府県、市町村で3分の1ずつ負担することとなっている。また、国の負担分の一部は、事業主拠出金と消費税を財源としている。基準を高くすることは事業主や保護者の負担を高めることにもつながりかねない。そうした厳しい状況のなかで、この設備運営基準が策定されたといえる。基準はまだまだこれから高められていく必要があるが、近年では、潜在的保育ニーズの顕在化とともに、放課後児童クラブの量の確保も大きな課題とされている。その場合、そこで生活しなければならない子どもの視点を中心に、その生活を守り、安心・安全を確保し、発達を保障するというクラブの使命を、最大限に尊重した拡充策を期待したい。

9

設備運営基準の設定についての根拠

- ・ 設備運営基準では、クラブにおける支援の単位は40名以下の子どもたちとし、そこに放課後児童支援員を2名以上配置することとし、うち1名を除いて補助員でもよいこととした。また、支援員の基礎資格については9項目(現在は「経験5年以上」を加えた10項目)として多様性を認め、そのうえで、16科目24時間の認定資格研修(放課後児童クラブ運営指針の内容に準拠して構成)受講を要件として都道府県に登録される資格とした。さらに、放課後児童支援員の行う業務を「育成支援」とし、内容を9項目に整理して専門性を明確化した。
- ・ 設備運営基準において、原則として「支援の単位ごとに2人以上配置すること」を要件とした理由は、「授業とは異なる育成支援業務の特性」「安全・安心への配慮」「代替管理者・職員の不在」の3点である。放課後児童支援員に関する基準の検討に当たっては、子どもの育成支援の特性、安全・安心並びに子どもの人権への配慮が前提とされる。
- ・ また、研修受講を要件とした理由は、「子ども観や援助観が異なる多様な基礎資格を有する者が、放課後児童支援員としての共通認識をもってチーム運営をしていくため」である。そのため、補助員についても、認定資格研修を簡略化した「子育て支援員研修(放課後児童コース)」を受講することが推奨されている。つまり、チームによる「育成支援」が重視されているためである。ここが学校における教室運営とは異なる点である。

10

設備運営基準の参酌化が提起したもの

- 2018年12月、政府は「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定し、放課後児童クラブに従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」をそのまま「参酌すべき基準」とすることを、条件付きで決定した。すなわち、前述の基準を「従うべき基準」つまり、自治体が制定する条例の内容を直接的に拘束する基準から、「参酌すべき基準」つまり、自治体が十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準に緩和することとした。
- これを受け、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）も成立し、2020年4月から施行されている。参照すべき基準と異なる基準を策定した自治体は、その説明責任を負うこととなる。
- 放課後児童クラブは子どもたちにとって遊びと生活の場であり、一人ひとりの過ごし方を大事にするのが育成支援の理念である。職員が1人になればこうした育成支援は不可能となり、育成支援の理念から乖離することとなる。また、放課後児童支援員の10項目の基礎資格のどれか一つに該当すれば研修受講が可能となるのであるから、実際には学歴、資格要件はないといえる。また、認定資格研修の時間数の緩和をしても、研修実施は都道府県・政令市・中核市なので、都道府県の場合はあまり意味がない。つまり、基準を緩和したとしても「人を確保できない」事態を解消できるとは考えられない。子どもと保護者の安心・安全や子どもの育ちが、影響を受けないことを願うばかりである。

11

総合的な放課後児童対策に向けて 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ(概要)

(平成30年7月27日 公表)

1. 子どもたちの放課後生活の重要性とその理念

(1)児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を尊重した育成

- 放課後児童対策の中で、全ての子どもに対し「子どもの最善の利益」を保障していかなければならない。「子どもの最善の利益」を保障するには、放課後児童対策に関わる者のあり方も問われる。
- 子どもの主体性や自己決定力の尊重や育成が、児童の権利に関する条約の精神からみた育成観である。

(2)子どもの「生きる力」の育成

- 子どもの自主性、社会性や自立を育む観点に立ち、放課後生活と学校教育を通じてともに「生きる力」を育成することが必要である。

(3)地域共生社会を創出することのできる子どもの育成

- 地域社会を構成する一員として、人と人がつながり合い、多様性を許容できる子どもを育っていくことが求められる。そのために、子どもが地域に関わりをもって育つことが保障されなければならない。

→ 子どもが育つ場が多様に用意される必要があり、総合的な放課後児童対策の展開が求められる。

2. 放課後児童対策の歴史的推移と現状及びその課題

- 今後の放課後児童対策の方向性として、現行「放課後子ども総合プラン」を推進していく中で、地域の様々な施設を有機的に連携させ、どの地域の子どもも放課後に多様な体験が行えるようあり方を目指すことが望ましい。
- 社会的・福祉的課題に対応した放課後の事業の必要性が、公営、民営如何にかかわらず高まっている。児童福祉法の理念に基づき、これらの事業に対してどのような支援のあり方が考えられるか、検討が求められる。
- 「児童館ガイドライン」に基づき、児童館の機能をより一層充実させていくことが期待される。
- 子どもと保護者が放課後の居場所を選べるよう、情報を提供することやその情報を提供しコーディネートする役割があると考えられる。その際、放課後児童対策全般についての実態把握、情報公開、子どもの権利擁護等が今後の課題となる。

3. 放課後児童クラブの今後のあり方

(1) 待機児童の解消（いわゆる「量の拡充」について）

- 女性の就業率の上昇等を踏まえたニーズを見込み、新たな整備目標を設定した上で、必要な受け皿整備を着実に進める必要がある。
- 「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子供教室との「連携」又は「一体型」の実施において、学校施設に加え、今後は児童館や社会教育施設等を活用することも求められる。その際も、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分担保し、育成支援の環境に配慮する。
- 4年生以上の高学年児童の待機児童の解消方策として、放課後児童クラブの整備に加え、地域の中に多様な居場所を確保することが求められる。
- 放課後児童支援員を支援したり、その資質を高めるという観点から、専門的な知識や技能を持ったスーパーバイザー的な職員の配置を検討することも考えられる。

(2) 質の確保

①放課後児童クラブに求められるもの

- 「放課後児童クラブ運営指針」が求める育成支援の内容を全ての放課後児童クラブで実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上により一層取り組む必要がある。
(例)「運営指針解説書」を研修のテキストとして活用、運営指針に基づき育成支援を行っている事例の収集・公開等
- 放課後児童クラブの質の確保にあたって、情報公開の推進、自己評価とその公表、第三者評価の実施や子どもの安全確保の体制の整備は重要な視点である。
(例)自己評価の項目例作成、第三者評価の導入や具体的方法の検討等

②放課後児童支援員のあり方・研修について

- 放課後児童支援員は、放課後児童クラブにおいて子どもの「育成支援」を行う専門的な知識を有する者として置かれたものであり、様々な職務を担っている。放課後児童支援員の職務が確実に行われるよう、処遇改善が望まれる。
- 放課後児童クラブの整備に合わせ、その運営に必要な人数の放課後児童支援員を確保すると同時に、その方策について検討する必要がある。
- 放課後児童支援員認定資格研修について:経過措置が終了する2020年度以降のあり方を速やかに検討する必要がある。
- 放課後児童支援員資質向上研修について:研修体系の整理や研修内容の充実方策等について、今後検討すべきである。

社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会について

設置の趣旨：放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童対策に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

概要

1. 構成等

- (1) 専門委員会委員は右記参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

2. 主な検討事項

- (1) 放課後児童対策について
- (2) その他

3. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

委員

氏名	所属
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構 准教授
池本 美香	株式会社日本総合研究所 上席主任研究員
植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部 教授
小野 さとみ	特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会 金井学童保育クラブ 施設責任者兼放課後児童支援員
◎ 柏女 露峰	淑徳大学 総合福祉学部 教授
金藤 ふゆ子	文教大学 人間科学部 教授
光真坊 浩史	一般社団法人全国児童発達支援協議会 理事
清水 将之	淑徳大学短期大学部 こども学科 准教授
鈴木 安由美	静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課 課長
鈴木 克昌	調布市子ども生活部児童青少年課 課長
田中 弘樹	砥部町子育て支援課 課長
水野 かおり	一般財団法人児童健全育成推進財団 事務局参事
山田 和江	学童クラブ「清明っ子」代表兼放課後児童支援員
山野 則子	大阪府立大学 学長補佐

令和4年4月1日現在（敬称略、五十音順）
〔注〕◎は委員長

開催実績

第1回：平成29年11月8日 第2回：平成29年11月20日 第3回：平成29年12月4日 第4回：平成30年1月29日
第5回：平成30年2月8日 第6回：平成30年2月27日 第7回：平成30年3月19日 第8回：平成30年4月20日
第9回 平成30年5月15日 第10回：平成30年6月4日 中間とりまとめ 平成30年7月27日公表

総合的な放課後児童対策に向けて1

- 厚生労働省・放課後児童対策に関する専門委員会(柏女靈峰委員長)は、2018年7月に「総合的な放課後児童対策に向けて」と題する中間とりまとめを公表している。中間とりまとめは、子どもたちの放課後生活における目指すべき姿として以下を提示している。
 - ① 児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を尊重した育成
 - ② 子どもの「生きる力」の育成
 - ③ 地域共生社会を創出することのできる子どもの育成
- これは、いわゆる障害児童の育成観にも当てはまる。障害の有無にかかわらず子どもたちの放課後や長期休暇中の豊かな体験は、子どもたちの生きる力の育成に極めて重要であり、また、インクルージョンは、地域共生社会を創出することのできる子どもの育成にとって欠くことのできない体験をもたらす。そして、それらは決して強制されるべきものではなく、子どもたちの主体的な生活と遊びを通じて創り上げられていかなければならないのである。

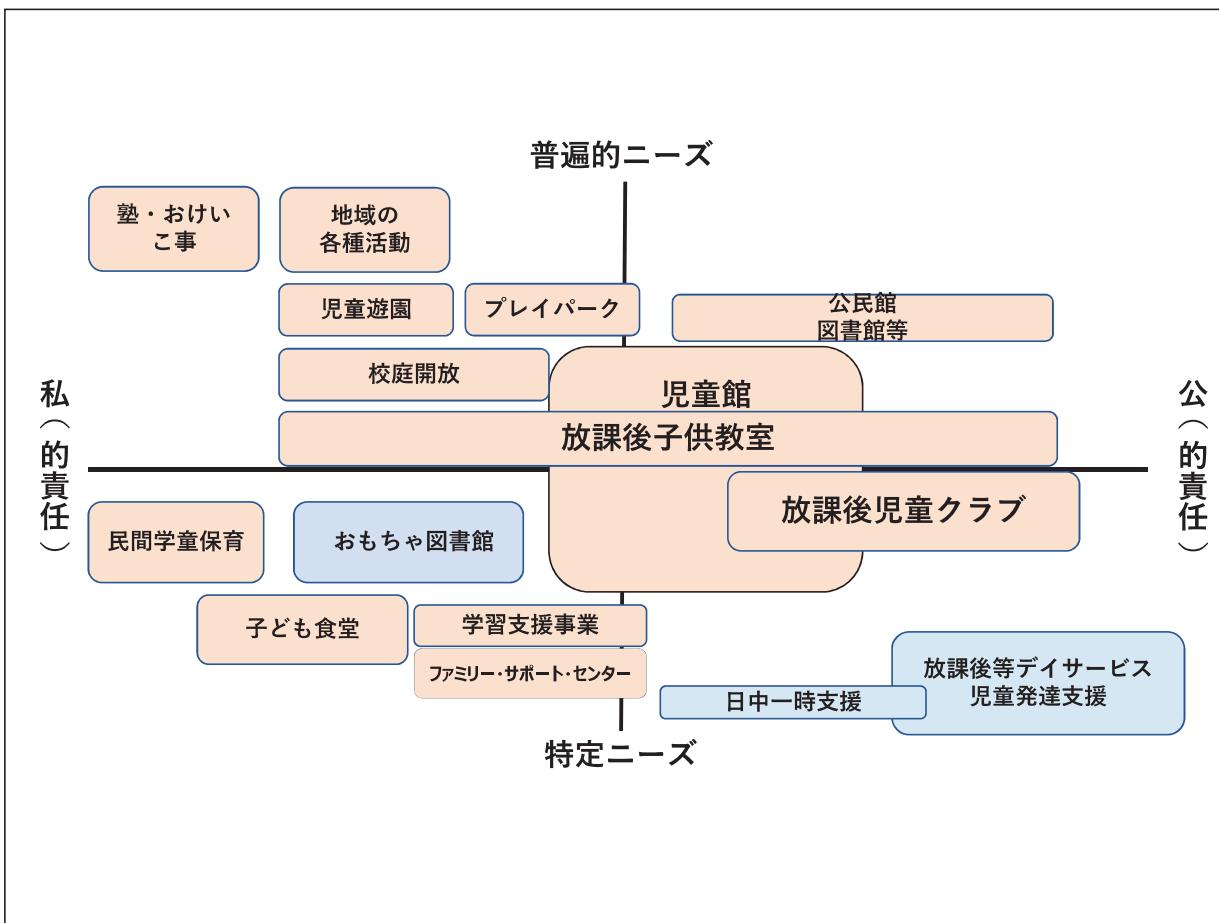
15

総合的な放課後児童対策に向けて2

- 図1は、子どもたちの放課後生活保障を図るために育ちの場について試案として整理したものである。縦軸はニーズ面(すべての子どもに必要な普遍的ニーズと親の就労や障害児支援など特定のニーズの軸)、横軸は主たる責任の所在(公的責任と私的責任の軸)に着目して作成した。整理はやや乱暴に行った。子どもの放課後には現在でも多様な社会資源が用意されているが、それぞれどの程度機能しているのか十分な検討が必要とされる。
 - 今後、すべての子どもたちのために用意されている児童館や放課後子供教室、プレイパーク、放課後児童クラブなどを、障害のある子どもの主たる育ちの場としていくインクルージョンを進めていくことが必要とされる。
- ・図1 子どもの放課後生活保障のための育ちの場の整理試案

出所:放課後児童対策に関する専門委員会中間とりまとめ(2018)をもとにして柏女作成

16



これからの子ども育成対策－まとめ

- 健全育成とは、子どもを安心、安全な場所に囲い込むことではない。その意味では放課後児童クラブや放課後子供教室は、児童館と同様、その運営は地域に向かって開かれていかなければならない。児童館ガイドライン（2011年並びに2018年改訂版）においても、児童館が地域の子どもの健全育成の機能を担う拠点となるべきことが規定されている。しかし、それらはまだまだ不十分である。プレイパークや冒險遊び場などの一部がそのような視点を入れた活動を開拓しているが、これまた十分な合意が得られているとはいひ難い。
- 子どもたちは、地域で見守られつつ群れて遊ぶことによって育つことが期待されており、児童館や放課後児童クラブ等は、それらの中継地点や止まり木として機能することが必要である。こうした視点からいえば、児童館、放課後児童クラブにおける保護者（地域住民）と児童厚生員、放課後児童支援員（子どもに仕事として関わる大人）の連携・協働は、子どもたちが地域で育つために欠かせない。特に、放課後児童クラブの始まりが保護者の自主的活動であったことを考慮すれば、放課後児童支援員は、保護者たちが相互関係を取り結ぶことを支援するコミュニティワーカーとしての機能も有している。子どもたちが学校のなかだけに囲い込まれることのないよう、地域とのつながりが求められているのである。
- そして、そのための育成観自体が論じられなければならない。報告書に明記された「児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を尊重した育成」、「子どもの「生きる力」の育成」、「地域共生社会を創出することのできる子どもの育成」の3つの視点は、報告書も言うとおり、これから「健全育成の理念としても位置付けられる」と考えられる。
- 放課後児童対策専門委員会報告書は、「これらの視点を放課後児童対策の理念として位置付けるならば、子どもが育つ場は多様に用意される必要があり、総合的な放課後児童対策の展開が求められる」と結んでいる。子ども育成施策の再構築が必要とされるのである。

文献

- 放課後児童対策に関する専門委員会中間とりまとめ(2018)
障害児通所支援のあり方に関する検討会報告書(2021)
児童館ガイドライン(2011)
児童館ガイドライン改訂版(2018)
柏女靈峰(2021)「障害のある子どもの豊かな放課後生活保障に向けて『手をつなぐ』No790 全国手をつなぐ育成会連合会
柏女靈峰(2011)『子ども家庭福祉・保育の幕開け』誠信書房
柏女靈峰(2017)『これからのお子さん・子育て支援を考える』ミネルヴァ書房
柏女靈峰(2019)『子ども家庭福祉序説』誠信書房
柏女靈峰(2019)『平成期の子ども家庭福祉』生活書院
柏女靈峰(2022)『子ども家庭福祉論[第7版]』誠信書房